

— お 知 ら せ —

久喜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第3条第1項の規定に基づく区域（都市計画法第34条第11号に基づく区域）の見直しに係る経過措置について

令和2年6月に都市計画法が改正され、都市計画法第34条第11号に基づく区域には、想定浸水深が3メートル以上となる土地の区域（浸水ハザードエリア）を含めてはならないことが明記されました。

これにより、浸水ハザードエリア内では、施行期日以降、都市計画法第34条第11号の基準に基づく開発許可等の申請ができなくなりますので、以下のスケジュールを参考に関係法令等の諸手続を行っていただきますようお願いいたします。

○施行期日 令和5年4月1日

○浸水想定区域内で、開発許可・建築許可を受ける場合の書類の提出期限

（1）開発区域（建築敷地）面積が500平方メートル未満の場合

①相談票 令和5年 1月31日（火）まで

②開発（建築）許可申請書 令和5年 3月31日（金）まで

（2）開発区域（建築敷地）面積が500平方メートル以上の場合

①相談票 令和4年12月28日（水）まで

②開発行為等事前協議申請書 令和5年 1月31日（火）まで

③開発（建築）許可申請書 令和5年 3月31日（金）まで

手続等の詳細につきましては、担当職員にお問合せください。

【問合せ先】久喜市役所 建設部都市計画課 開発指導係

電話 0480-22-1111（内）4665～4669